

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3285号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<https://www.zck.or.jp/>



おんださい みきとちろう
泥しぶき舞う、御田祭(宮崎県美郷町) (写真提供：(一社)美郷町観光協会)

もくじ

随想	フォーラム	政治	活動
ずくずくと暮らしたい町	林業の担い手確保に向けた森林環境譲与税の活用	国土交通省 国土政策局 総合計画課	広域的域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律
かわこえ	岡山県美咲町	三重県川越町長	吉田会長が「第7回デジタル行財政改革会議」に出席
	城田 政幸		(2)
			(9)
			(4)
			(15)

コラム

大森彌先生のこと

國學院大學観光まちづくり学部長

西村 幸夫

行政学の大家の東大名誉教授、大森彌先生

がお亡くなりになってはや1年近くがたつ。

大森先生は「町村週報」にも数多くのコラム

を執筆され、全国町村会ともつながりが深

かった。私は専門分野も年恰好も先生とは異

なるがいくつかの忘れられない接点があった。

一番古い思い出は、東大紛争から間もない

ころの教員間の混乱した会合のことだっ

た。たしか大森先生は当時、教養学部長で私

も何らかの執行部の役割で、教員の不満を受

け止めなければならぬ立場だった。その際、

大森先生は泰然自若としておられ、若い私に

言っべきことを言うタイミングを的確に指示

してくれたことを覚えている。そして、その

タイミングが、私自身も何か発言しなければ、

と思うタイミングと同じだったのを印象深く

思い出す。

また、それから随分時間が経過したのち、

自治体学会のお世話係の役目を先生から引き

継いだのち、総会等の会場の片隅に静かに

座って後任のメンバーの発言を静かに、しか

し注意深く聞いておられた姿が印象に残って

いる。

晩年には、(助)地域活性化センターの事業で

ある全国地域リーダー養成塾の塾長を大森先

生から引き継ぎ、大森名誉塾長と二人三脚で

塾生の指導にあたってきた。その際、大森先

生は、「思い入れの強い町村との関係は、な

かなか文章として発表できるようなものでは

ない」としみじみ語っておられたのが記憶に

残っている。研究のための付き合いはなく、

地域の痛みや志に共感し、仲間としてなんと

かしようという気持ちで先生を突き動かして

いたのだろう。

お亡くなりになったあと、自治体学会の会

誌で追悼特集が組まれ、その中で、大森先生

が若いころ大変な苦学をされたことを初めて

知った。高校も夜間だったという。ご苦労さ

ま、お感じになっていただくと今にして思

う。だからこそ条件不利地域への想いも一

倍強かったのだろう。大森彌先生のにこやか

ではにかみがちの笑顔の背後に、そうした強

い思いがあったことを知って、肅然とした。

写真キャプション

平安時代からおよそ1000年続く田植え祭りで、県の無形民俗文化財に指定されている。無病息災と五穀豊穡を祈願する「牛馬入れ」や「みこし入れ」などが毎年7月に行われ、泥しぶきを浴びると無病息災が約束されるという。他にもステージイベントや地元特産品・ご当地グルメが味わえる催しもあり、花火大会では約1,200発の花火が美郷の夜を彩る。

全国町村会 吉田会長が 「第7回デジタル行財政改革会議」 に出席



会議冒頭、河野デジタル行財政改革担当大臣から、「①総理指示を踏まえ、基本方針案をとりまとめた。②約1800自治体が個々のシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力してシステムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていく。③システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫、そしてデータを即時に取得することにより、社会・経済の変化、あるいは有事の際にも対応できる柔軟かつ強靱な行政をつくる。そして国・地方を通してトータルコストが最小化となるような行政を目指す。④基本方針案の作成に当たっては、地方三団体の代表者(※本会・松田副会長(秋田県美郷町長))と議論を重ねてきた。夏にも立ち上げる国・地方の連絡協議会、各府省庁のDX

吉田隆行会長(広島県坂町長)は6月18日、政府が開催した「第7回デジタル行財政改革会議」に出席した。政府側からは、岸田内閣総理大臣、河野デジタル行財政改革担当大臣(副議長)、林内閣官房長官(副議長)、松本総務大臣、新藤内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、小泉法務大臣、盛山文部科学大臣、武見厚生労働大臣、斉藤国土交通大臣、松村国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣(防災)、加藤内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)、自見内閣府特命担当大臣(地方創生)、赤澤財務副大臣等が出席した。

この日の会議では、「デジタル共通基盤の整備・運用に向けた基本方針」に対する地方三団体からのヒアリング等が行われた。



▲出席する吉田会長

の推進の枠組みのもと、地方からの意見を踏まえ対応していく」等の発言があった。

吉田会長は、地方側の意見を十分に聞いたうえで基本方針案が作成されたことに対し謝意を伝えた。続けて、「今後、具体的な議論を進めていく際にも、地方の現場の意見を十分反映し、新たに共通化すべき業務・システムの候補の選定等を検討いただきたい」とし、小さな町村であっても負担なく参加できるような制度

活 動



▲発言する岸田内閣総理大臣

設計を要望した。

また、標準準拠システムへの移行に関し、「令和7年度末までの移行に向け、いよいよ佳境を迎える。移行経費の増加やガバメントクラウドの利用で現状よりも経費が増加する見積りが出るなど、特にコスト面について町村は本当に頭を悩ませている。国においては、現状を把握したうえでさらなる財政支援を行うなど、町村に寄り添った対応をお願いする」と述べ、発言を締め括った。

この後、松本総務大臣から、「①フロントヤード改革について、自治体ごとの実情に対応する観点から人口規模別の先進モデルを今年度中に構築し、横展開を図る。自治体にとっても、住民にとってもメリットがあるということを具体的に理解して横展開を進めたい。②都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築のほか、従来の三層の対策の見直しや今般の地方自治法改正案の趣旨を踏まえたクラウド、ネットワーク基盤

● 休刊のお知らせ ●

7月8日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3286号は7月15日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いたします。

に係るセキュリティ強化など、基本方針に基づいた関係施策の推進に向け、地方側の意見を丁寧に向いながら業務改革、データ連携など、さらなる改善向上を見据えて自治体DX、地域DXの推進に取り組んでいく。③DXの推進には業務プロセスの改革が必要であり、個別業務の国・地方を通じた業務フローの可視化や課題発掘支援等を通じて国・地方デジタル共通基盤に係る取組を支援していく」との発言があった。

最後に、岸田総理大臣から「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用への取組を本格化する。本日とりまとめた基本方針に基づき、河野大臣、松本大臣を中心にデジタル公共インフラと共通システムの整備・利活用を推進する『ヨコの改革』と、各省庁による所管分野のBPR(業務改革)とデジタル原則を徹底する『タテの改革』を同時に進めていく。これにより、国・地方を通じたトータルコストの最小化を実現していく」との発言があり、会議は閉会した。

交通遺児等育成基金は子どもたちの未来を守ります

1980年8月の設立から交通遺児等の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

公益財団法人 **交通遺児等育成基金**
 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階
☎ 0120-16-3611 (通話無料) 
<https://www.kotsuiji.or.jp> 

交通遺児等育成基金事業

損害保険会社等から支払われる損害賠償金等から基金に拠出金を払い込むと、これに国庫補助金と民間援助金を加えて安全・確実に運用し、お子様の養育資金として3ヵ月ごとにまとめて満19歳に達するまで、育成給付金を送金します。

交通遺児等支援給付事業

義務教育終了前の交通遺児または交通重度後遺障害を負われた方のお子様がいる家庭で、生計が困窮している家庭を対象にした給付事業です(返済はありません)。

● **加入年齢**
満16歳未満の交通遺児が加入できます。

● **拠出金額**
加入年齢により異なります。

● **給付金額**
育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

● **越年資金**
12月に3万円を支給します。

● **入学支度金・進学等支援金**
小学校、中学校入学時に6万円を支給します。

● **進学等支援金**
高校進学時または就職時に6万円を支給します。

「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」について

国土交通省 国土政策局 総合計画課 広域地方政策課

1. はじめに

令和5年7月に閣議決定された新たな国土形成計画においては、目指す国土の姿として「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げ、国土の基本構造として「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図ることとし、日常生活レベルでは、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏の形成等により、地域の魅力を高め、地方への人の流れの創出・拡大を図ることとしております。その実現に向けた有力な政策の一つとして捉えられているのが、二地域居住の促進です。二地域居住は、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点(ホテル等も含む。)を設ける暮らし方であり、地方への人の流れを生み出すものとして、地域における新たな担い手の確保や地域住民との交流を通じた新たなビジネスの創出など、さまざまな面で地域の活性化に資するものです。これまで、国土交通省では令和3年に「全国二地域居住等促進協議会」を組織するなど、自治体や関係団体と連携し、二地域居住の

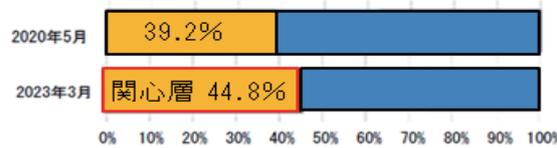
▶ 移住・二地域居住等への関心

移住・二地域居住等への関心



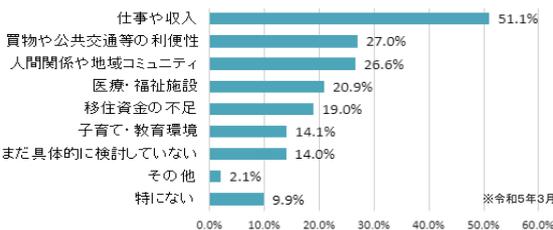
- コロナ禍以降、東京圏在住者の地方移住への関心が高まっており、20歳代の約半数が関心あり(令和5年4月内閣府調査)。
- 二地域居住等を実施していない人のうち、約3割が関心あり。二地域居住の実施者の世帯年収は中間層がボリュームゾーン(令和4年度国土交通省調査)。
- 地方移住に当たっては、住まいのほか、移住先でのなりわい(仕事)や、買物や公共交通等の利便性、人間関係や地域コミュニティを懸念として挙げる人が多い。

地方移住への関心(20歳代)



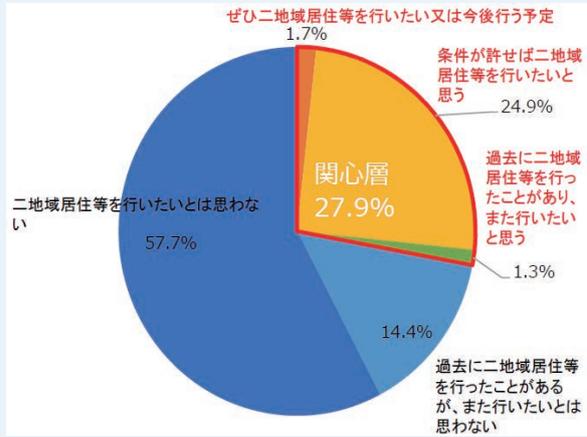
(出典)内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和5年4月)(備考)東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県。

地方移住に当たっての懸念



(出典)内閣官房 第6回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査(令和5年4月)(備考)東京圏在住で地方移住に関心がある人

二地域居住等への関心



(出典)国土交通省「二地域居住に関するアンケート」(インターネット調査(令和4年8月31日~9月12日)) ※本アンケートは、18歳以上の全世代に対して実施しており、全体の回答者は約12万人。

政 策

促進に向けて取り組んできたところ
です。

現在、デジタルツールや、AI、
IoTの普及等に加え、コロナ禍
における行動制約を背景に、テレ
ワークを始めとするデジタルを活用
した暮らし方・働き方への転換が進
んでおり、地方への関心が高まって
います。具体的には、コロナ禍以降、
東京圏在住者の地方移住への関心が
高まっており、特に20歳代の地方移
住への関心は全年齢に対して大き
く、約半数（44・8%）が地方移住
への関心を示しています（令和5年
4月内閣府調査）。また、二地域居
住等を行っていない者を対象に実施
したアンケートでは、約3割（27・
9%）が二地域居住等の関心層で
あったとの結果が出ております（令
和4年度国土交通省調査）。多くの
自治体において、移住を視野に入れ
たものを含め、二地域居住の促進に
資するさまざまな取組が行われてい
るところです。

国土政策局としてはこの流れを捉
え、二地域居住等のさらなる促進を
図るべく、国土審議会推進部会の下
に「移住・二地域居住等促進専門委
員会」（以下「専門委員会」という。）
を設置し、二地域居住等に係る課題

や政策面を含めた対応などの議論を
進め、令和6年1月にとりまとめを
行いました。

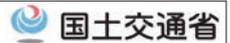
また、専門委員会における議論も
踏まえ、令和6年2月に「広域的地
域活性化のための基盤整備に関する
法律の一部を改正する法律案」を今
国会（第213回国会）に提出いた
しました。なお、本法案については、
4月25日衆議院議了、5月15日参議
院議了により成立し、5月22日に公
布されております。

本稿では、上記の「移住・二地域
居住等促進専門委員会」の中間とり
まとめの概要と、「広域的地域活性
化のための基盤整備に関する法律の
一部を改正する法律」について紹
介をさせていただきます。

2. 「移住・二地域居住等促進専
門委員会」中間とりまとめ

専門委員会では、自治体や民間な
どそれぞれの立場で実際に二地域居
住の促進・実践に携わっている方々
に委員としてご参画いただき、現場
における取組事例や課題認識を紹
介いただくとともに、関係省庁にも
協力を得て、実地的な議論が行われ
ました。これらの議論も踏まえ、専
門委員会の中間とりまとめでは、二

国土審議会移住・二地域居住等促進専門委員会
中間とりまとめの概要(令和6年1月公表)

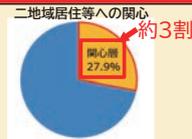


・新たな国土形成計画(令和5年7月閣議決定)に掲げる「地方への人の流れの創出・拡大」の実現に向け、国民の関心を的確に捉えた二地域居住等の促進を加速化することが不可欠。
・移住・二地域居住等の促進は、個人の多様なライフスタイルを実現することに加えて、地域力を高める関係人口の創出・拡大等を通じた魅力的な地域づくりのための有効な手段。 ※「二地域居住等」…多拠点居住・お試し居住・長期滞在等

〇コロナ禍以降、東京圏在住者の地方移住への関心が高まっており、20歳代の約半数が関心あり(令和5年4月内閣府調査)。



〇二地域居住等を実施していない人のうち、約3割が関心あり。二地域居住の実施者の世帯年収は中間層がボリュームゾーン(令和4年度国土交通省調査)。



住まい(住環境)	なりわい(仕事)の確保・新しい働き方	コミュニティ(地域づくりへの参加)
<ul style="list-style-type: none">住みたいのに住みがない貸す側・借りる側への公的支援があると助かるいきなり移住は難しいので居住体験したい子育て・移動など生活利便性等の住生活環境の充実 <p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none">テレワークに対応した仕事環境がほしい副業・兼業などの新しい働き方を地方でしたい	<ul style="list-style-type: none">地域住民とのコミュニケーション不足二地域居住者等と地域住民を繋ぐ人材の不足受け入れる側の自治体の情報発信不足
<ul style="list-style-type: none">空家等の活用支援やシェアハウス等の活用・整備若者・ファミリー層の住宅取得や改修等のコスト面の支援お試し居住、長期滞在等の促進オンデマンド交通やデジタルの活用等による生活環境の向上 <p>対応の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none">シェアオフィス等の整備コワーキングスペース整備による交流機会の確保、新たなビジネス機会の創出職業のマッチング、就職後の人材育成・定着等への支援、副業による地域との関わり合いの創出特定地域づくり事業協同組合制度の活用	<ul style="list-style-type: none">定住・交流促進施設の整備(廃校の活用)等による地域交流の場の創出二地域居住者等が円滑に地域のコミュニティに溶け込めるような仕組みづくり地域のビジョンやどんな人に来てほしいか等の自治体の情報発信
<p>横断的事項</p> <ul style="list-style-type: none">自治体の人手や空家活用等に関する専門的知識の不足住まい・なりわい等の官民連携学びの環境づくり実践者の取組や、人口規模別の先導地域の情報共有	<ul style="list-style-type: none">官民連携、都道府県・市町村連携による広域連携など、多様な主体による連携体制づくり保育・教育環境の整備(区域外就学制度の周知など)国・自治体の新旧の様々な支援メニュー、民間事業者の取組みなどの情報共有・発信の場の創出	

子育て世帯を含む若年層の移住・二地域居住等へのニーズの高まりを的確に捉え、ソフト・ハードの総合的な政策のパッケージ化が必要。

▶専門委員会中間とりまとめの概要

政 策

地域居住者や二地域居住を希望する方々が直面する大きなテーマである「住まい」、「なりわい(仕事)」、「コミュニティ」の3つの観点から、二地域居住等の促進にあたっての課題と対応の方向性について整理されました。

まず、住まいに関しては、若者・子育て層等の多様なニーズを踏まえた住まいの確保や、二地域居住に係る経済的負担の軽減、子育て等の住環境の充実などが課題として挙げられています。その対応の方向性としては、空き家の活用支援やシェアハウスの活用・整備、若者・ファミリー層の住宅取得や改修等のコスト面の支援、オンデマンド交通やデジタルの活用等による生活環境の向上などを図るべきとされました。

続いて、なりわい(仕事)に関しては、場所にしばられない働き方(転職なき移住)への対応や、二地域居住者等のニーズに合ったなりわいの確保などが課題として挙げられています。この点については、シェアオフィス等の整備やコワーキングスペース整備による交流機会・新たなビジネス機会の創出、職業のマッチングや就業後の人材育成・定着等への支援、副業による地域との関わり

合いの創出を図るべきとされました。

コミュニティに関しては、地域住民とのコミュニケーション不足や二地域居住者等と地域住民をつなぐ、コンシエルジュ的な人材の不足などが課題として挙げられています。その対応には、定住・交流促進施設の整備(廃校の活用)等による地域交流の場の創出、二地域居住者等が円滑に地域のコミュニティに溶け込めるような仕組みづくり、地域のビジョンやどんな人に来てほしいか等についての情報発信等を図るべきとされました。

また、横断的事項として、施策間連携・地域間連携・官民連携の強化や学びの環境づくりなど対応すべき課題について整理がされました。

さらには、これらも踏まえつつ、新たな制度設計が求められる事項について、提言がされています。具体的には、地域の実情に応じて市町村が中心となって二地域居住等の促進のための計画を作成し、各種法令手続きの円滑化等により取組を促進すること、二地域居住等の促進に関する活動を行う民間事業者やNPO法人等の指定制度を創設し、官民連携により「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に係る事業をパッケージ

して促進すること、市町村や都道府県に加え、地域の暮らしに関わる民間事業者を含めた協議会を設置し、情報連携や提供などの地域連携を促進することが示されました。その内容をしつかりと反映すべく、一般の法改正の検討を進めてまいりました。

3. 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」の一部を改正する法律

今般改正する「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」は、平成19年(2007年)に、国土形成計画・広域地方計画の実行性を高めるために制定されました。広域にわたる活発な人の往来等を通じた地域の活性化を図ることを目的として、国際的なイベントの開催や観光事業など、広域からの来訪者を増加させる活動を「広域的特定活動」、その活動の拠点となる会議場施設や観光施設を「拠点施設」として位置付け、都道府県が広域的地域活性化基盤整備計画に基づいて実施する拠点施設周辺のインフラ整備事業を支援することとしています。

今般の改正により、二地域居住を「特定居住」、すなわち「当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めるこ

と」として新たに位置付け、広域的特定活動に、特定居住の促進に関する活動を追加することとしました。さらに主な改正事項として、二地域居住促進のための市町村計画制度の創設、二地域居住等支援法人の指定制度の創設、二地域居住促進のための協議会制度の創設の3つを掲げています。

①【都道府県・市町村の連携】二地域居住促進のための市町村計画制度の創設
都道府県が二地域居住に係る拠点施設とその重点地区の区域が記載された広域的地域活性化基盤整備計画を作成し、市町村に送付したとき、市町村は、当該重点地区の区域内において特定居住促進計画を作成することができるとしています。特定居住促進計画には、二地域居住を促進する区域、二地域居住に関する基本的な方針(地域の将来像や求める二地域居住者像などを記載)、住宅やコワーキングスペースなどの特定居住拠点施設の整備に関する事項等を定めます。特定居住促進計画の作成にあたっては、計画の区域内の住民の意見を反映させるための措置を講じることや、③の二地域居住等促進協議会が組織されているときに

促進協議会が組織されているときに

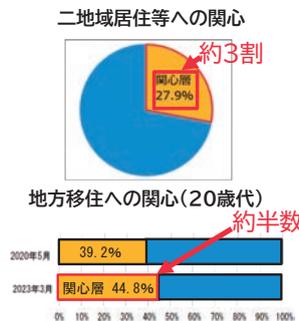
政 策

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

●広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、二地域居住の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。



法案の概要

※1法律上は「特定居住」

1【都道府県・市町村の連携】二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
 - ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県(広域的地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
 - ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村(特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ 二地域居住に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
 - * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
 - * 事業の実施等について法律上の特例を措置



<住宅>



<コワーキングスペース>

↑整備イメージ

2【官民の連携】二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
 - ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】

二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る

(KPI)①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件

②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

政 策

は、計画に記載する事項について協議会における協議が必要であることなどを規定しております。

②【官民の連携】二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人)の指定法人制度の創設

市町村は、二地域居住の促進に関する活動を行うNPO法人や不動産会社などの民間企業等を二地域居住等支援法人(法律上は特定居住支援法人)として指定することができます。支援法人の円滑な活動のため、市町村が、空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を当該法人に対し情報提供(空き家等の不動産に係る所有者関連情報については本人の同意が必要)すること等を措置しております。

③【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な議論を行うため、二地域居住等促進協議会(法律上は特定居住促進協議会)を組織することができますこととしております。協議会の構成員としては、市町村、都道府県のほか、二地域居住等支援法

人、地域住民、不動産会社、交通事業者など、市町村が必要と認める者が参画することになります。計画の作成にあたっては、市町村のどのエリアにどのような人たちが入ってほしいかということや、二地域居住者に地域とどう関わってほしいかなど、二地域居住に対するビジョンについて、二地域居住の促進に携わる民間事業者も含め、官民で話し合いを進めて意思決定をすることが重要となります。



4. おわりに

二地域居住の促進は、地方への人の流れを生むとともに、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、関係人口の創出・拡大といった社会的な効果があると考えています。また、二地域居住を行う個人にとっても、多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上、新たな暮らし方・働き方の実現、新たな学びの機会の創出等につながるといった意義があります。現在、国土交通省では、新たな制度の下、二地域居住の促進を通じた地域づくり積極的に取り組む自治体をしっかりと支援

し、一つでも多くの地域において、創造的な取組が進むよう、一般の法律の円滑な施行に向けた検討・調整を進めております。意欲ある自治体におかれては、ぜひ新制度を活用していただければと思います。

最後にはなりますが、専門委員会での議論の経緯及び中間とりまとめの本文・概要は、国土交通省のホームページで公表しております。中間とりまとめにおいては、二地域居住に関する課題や今後取り組むべき方向性だけでなく、各自治体・事業者における二地域居住に関する先進的な事例や関係省庁の施策についてもご紹介しておりますので、二地域居住の促進に向けた取組を検討するにあたって、皆さまのご参考にしていただければ幸いです。

(国土審議会推進部会移住・二地域居住等促進専門委員会)
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s104_junichikikyokujuu01.html
(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案)
https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku01_hh_000205.html

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが団体協契約を締結し、実施しているものです。
- 団体協としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

[SJ23-05507(2023.8.1作成)]

フォーラム

特集 未来へつなぐ森林整備等の取組



▲360度すり鉢状に広がる大井和西の棚田「日本の原風景」に魅せられ、古民家やカフェもオープンしました

岡山県 美咲町 み さき ちょう

林業の担い手確保に向けた
森林環境譲与税の活用

ポイント

【美咲町の森林環境譲与税を
活用した取組】

- 森林所有者へ森林管理についての意向調査、地区単位での住民説明会、森林調査の実施
- 周囲の市町と共同で、航空レーザーで得られた森林情報や資源量を解析し、その情報を町の森林GISに搭載して林業振興に活用
- 林業の担い手確保、移住・定住の促進を目的として、現場体験を行う「1日林業体験」、実践的な講習を行う「林業実務研修会」を開催
- イベント参加者が町内の林業事業体に新たに令和5年度に2名、令和6年度に1名が就業

美咲町の概要

岡山県のほぼ中央部に位置する美咲町は、平成17年3月22日に久米郡の中央町、旭町、柵原町の3町が合併し、「美しく咲くまち」を目指して誕生しました。人口は13,053人（令和2年国勢調査時）で、65歳以上の高齢者が多く高齢化率は40%を超えています。

岡山県北部の中心都市である津山市と北接し、東は美作市と勝央町、西は真庭市、南は久米南町や吉備中央町、赤磐市、岡山市と隣接しており、県北部や南部とはJR津山線、国道53号、国道374号、国道429号等で結ばれています。

総面積は232.17km²で、二上山（6



フォーラム



▲季節や時間によって表情を変える棚田。多くのカメラマンが訪れています

89・1m)をはじめとした山間地となだらかな平坦地が続く地形となっており、岡山県三天河川である吉井川と旭川がそれぞれ東部と西部に流れています。山間部には農水省の「日本の棚田百選」、「つなぐ棚田遺産」にも選ばれた大井和西の棚田、小山の棚田等の田園風景が広がっており、年間を通じて美しい自然が楽しめるまちです。

主な産業は農業で、米のほか、ピオーネやシャインマスカット等のブドウを中心とした果樹、黄ニラやアスパラガス等の野菜、鶏卵を中心とした畜産物の生産が盛んです。

主な観光スポットは、駅舎がカメラの形をした「JR亀甲駅」、約5,000



▲亀の形をしたユニークな外観の亀甲駅。人気の撮影スポットにもなっています

本の花が咲き誇る桜の名所「三休公園」、アスレチック広場やラベンダー畑、そしてバーベキューが楽しめる、まきばの館」、旧柵原町の鉢山の歴史を学ぶ資料館や旧片上鉄道の駅舎と車両のある「柵原ふれあい鉢山公園」といった施設があり、多くの観光客が訪れています。

たまごかけごはんの聖地

美咲町出身で明治時代を代表するジャーナリスト岸田吟香が「たまごかけごはん」を愛好し、日本に広めたとされる説があること、町内に西日本最大級の養鶏場があり新鮮なたまごが手に入ること、日本の棚田百選に選ばれ



▲棚田米とこだわりのたまご、オリジナルしょうゆが人気の「美咲たまごかけごはん」

た棚田から「棚田米」がとれること等から、たまごかけごはんによるまちおこしに取り組み、今では「たまごかけごはんの聖地」と呼ばれるようになりました。

たまごかけごはんが食べられる「食堂かめっち。」では、おかわり自由の「黄福^{きんぷく}定食」等のメニューが人気を博しており、平成20年のオープン以来全国から多くの観光客が訪れ、令和5年12月には来場者100万人を達成しました。

子育てのしやすいまち

こどもの笑顔が輝きあふれるまちづくりを目指して、令和5年2月にベビーファースト宣言を行い、「こども



▲全国から連日多くの方が訪れる「食堂かめっち。」。昨年末には来場者100万人を達成しました

の笑顔は、みんなの幸せ」を町のキャッチフレーズとして、地域ぐるみでこどもの成長を支え子育て世代を応援する気運の醸成や環境づくりに努めています。また、同年10月には「こどもみんな応援サポーター」宣言も行いました。

美咲町では、これまでも、18歳までのこどもの医療費無償化にいち早く取り組み、3人以上お子さんのいる家庭に対する水道料金の助成や、公営の無料体操教室であるみさきっこたいいく教室等のユニークな事業を実施するなど子育て支援策を充実させてきました。令和3年度には出生率が「23」と岡山県内でも2番目に高く、全国平均と比べると、ほぼ1人多くお子さんが生まれている計算となります。しかし、こどもの絶対数は年々減少し

フォーラム

小中一貫義務教育学校の整備

令和5年4月に開校した「旭学園」

ており、引き続き、対策を講じる必要があります。
令和5年4月に「こども笑顔課」を新設し、同年5月に町長を本部長とする「こども笑顔推進本部」を設置して、全庁的に子育て支援対策を実施する体制としました。現在、中高生や子育て世代の方と町長が直接対話する「フラットトーク」の実施や、町独自の子育てアプリ「みさキッズ」の運用、「みさキッズスマイルフォトコンテスト」の開催、みさキッズ応援自動販売機の設定など新たな施策に取り組んでいます。



▲「こどものまち」のシンボルとしてリニューアルオープンした「みさキッズパーク」



▲森林整備についての説明や地域の方と意見交換を行いました

は岡山県教育委員会管轄で岡山県北初の小中一貫義務教育学校です。児童・生徒が減少傾向にあった旭地域の小学校と中学校を統合して小中一貫教育を実施し、9年間を4・3・2のステップに分け、義務教育期間を見通した弾力的なカリキュラムの運用により、これからの時代に対応した主体的・対話的で深い学びを展開し、地域に貢献する人材を育てる教育を実施することとしています。少子化や過疎化の進む中山間地域における先進事例として、開校以降、70件余りの視察がありました。中には、モンゴル教育大学やインドネシア教育大学からの訪問もあり、多くの教育機関から高い関心を集めています。
また、令和6年4月には、柵原地域

森林環境譲与税を活用した取組

現状と課題

本町の山林の面積は町総面積の約70%に当たる16,259haで、民有林面積は15,459haあり、このうち人工林面積は5,588haで町内の山林全体の約34%を占めています。

このうち、戦後の造林事業により植林されたヒノキを中心に、林齢および5〜35年生の立木が約15%を占めており、間伐・保育等を積極的に推進するとともに、複層林施業等を導入して伐採林齢を多様化・長期化し、林齢構成の平準化を図る等、人工林資源の持続培養を進めています。

しかし、近年、林業従事者の高齢化・減少による労働力不足や木材価格の低迷等の要因により、森林所有者の林業に対する関心と森林施業意欲が減退し、保育作業の遅れが加速している等、林業をめぐる情勢は極めて厳しい状況となっています。

本町では、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図り、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう、森



▲伐採についての安全教育や関係法令について座学で講義を受けました

林環境譲与税を活用した対策に取り組んでいます。

森林環境譲与税は、間伐や林業人材の育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業の財源に活用されることを目的に、令和元年度から都道府県及び各市町村に譲与されている地方譲与税です。本町では令和5年度までに89,522千円が譲与されており、これまでに合計58,380千円(見込み)を活用し、残額は積み立てています。

森林環境譲与税を活用した取組

①森林経営管理について

「森林経営管理事業」として令和元年度から森林所有者向けに今後の森林管理に関する意向調査を実施してお

フォーラム



▲講師からマンツーマンで、安全で確実な伐採法について学ぶ参加者



▲チェーンソーを分解し、組み立てるポイントについて学びました



▲木材市場を見学し、伐採した木の流通や価格状況について説明を受けました



▲運搬や固定など林業の各種作業で重要なロープの使い方を習得



▲木の材積、森林の状況について専用の機器を使った森林調査体験

り、旧町単位での説明会や、地区単位での座談会(令和3年度…3地区、令和4年度…3地区、令和5年度…3地区、令和6年度…3地区、令和3年度…3地区、令和4年度…3地区、令和5年度…4地区)を通して森林経営管理制度等について周知を行っています。その後、承

諾を得られた地区では森林現況や境界の調査(令和3年度…1地区、令和4年度…3地区、令和5年度…4地区)を実施し、森林所有者が林業経営に適した森林を把握し、今後の森林管理に

活かせるよう支援をしています。

②森林資源解析について

津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町で協定を結ぶ「津山圏域定住自立圏」において、令和4年度から森林資源解析業務事業を実施しており、航空レーザーで得られた森林情報の解析や得られた木材の資源量等のデータを町の森林GISへ搭載する作業を進めています。令和6年度の運用開始以後は、森林の状況を正確に把握するツールとして、森林整備事業等の各種林業施策に活用していく予定です。

③林業の担い手確保について

本町では、林業の担い手確保やそれに伴う移住・定住の促進を目的に3種類の体験会及び研修会を実施していま

す。1つ目が林業の簡単な作業体験、林業関係者との座談会等を通じて森林や林業へ関心を持つってもらうための「1日林業体験」(令和3年度…18名、令和4年度…9名、令和5年度…12名が町内外から参加)、2つ目が林業に興味を持った方向けに実践的な技術教習や実地見学を通じて林業への就業イメージをつかんでもらうための「林業実務研修会」(令和4年度…8名、令和5年度…7名が町内外から参加)、3つ目が町内林業者向けに安全講習や技術実習を通じて林業への定着を目的とした「林業技術向上研修会」(令和5年度…8名が参加)です。事業効果として令和5年度から2名が就業し、令和6年度から1名が新たに町内の林業事業体に就業予定です。

「1日林業体験」及び「林業実務研修会」の開催にあたっては、久米郡森林組合と企画段階から連携し、経験豊富な講師や多様な林業機械類による、充実した指導と柔軟な講義プログラムの設定ができたことから、参加者アンケートにおける満足度も高くなっております。また、町の広報誌やホームページによる周知に加え、岡山県や林業関連団体への協力依頼や、林業イベントへのブース出展等、周囲を巻き込んで多くの参加者を確保できたと考えてい

フォーラム

今後の展望
 ます。
 令和6年度より森林環境税が導入され、これまで以上に森林や林業への関心の高まりが予想されるため、本町で



▲林業用の重機を操作し木材の集積や枝払いを行いました



▲講師に指導を受けながら自力での木の伐採に挑戦しました



▲県内外から様々な年代の方が参加。林業体験型の見学ツアー

岡山県久米郡美咲町 産業観光課
 主査 林田 祐樹

は森林環境税と税の適切で効果的な活用に向けて全町的に取り組むため「森林環境税と税の活用に向けた基本方針(仮)」の策定を予定しております。
 方針では、庁内の検討会での議論や町内林業関係者の意見等を踏まえ、今後の森林環境税と税の用途及び関連施策の展開について、町の方針を公表する予定です。
 今後も、本町の適切な森林整備を進めるとともに、こどもたちに笑顔を届けられるような森林環境税と税の活用を目指して取組を進めていきたいと考えています。

全国町村職員生活協同組合
 生活総合保険 公務員賠償責任保険のご案内

生活総合保険は、公務員賠償責任保険と傷害総合保険(個人賠償責任補償・弁護士費用総合補償)を組み合わせたものの通称です。



- 申込方法 インターネットでいつでも加入OK!
 - 支払方法 クレジットカード払い
 - 保険期間 申込日(毎月14日締切)の翌月1日~12月1日
※中途加入の申込締切は8月14日です。
 - 加入資格 全国町村職員生活協同組合の組合員
- 加入手続きには、組合員番号(7桁)が必要となります。
 ●契約後は、自動継続となります。

補償内容・保険料の詳細は、ホームページをご覧ください。

公務員賠償責任保険HP

まずは動画をチェック!

商品内容・お申込み手続きに関するお問い合わせ先

【取扱代理店】 株式会社 千里 TEL: 03-5157-2388 受付時間: 平日9:30~17:00	【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社 TEL: 03-3349-5408 受付時間: 平日9:00~17:00
---	---



JFM×GRIPS連携プロジェクト

～新時代における地域に貢献するひとづくりを考えるシンポジウム～



社会構造変革下における 教育政策をめぐる地方財政

地方公共団体金融機構(JFM)と国立大学法人政策研究大学院大学(GRIPS)は、人口減少時代等社会構造変革下における地方財政に関する連携プロジェクトを立ち上げ、我が国の健全な地方行財政運営に寄与することを目的に取組を進めています。

令和3年度から5年度まで、教育・人づくりをテーマに、スウェーデン、デンマーク、フランス、ドイツ及びアメリカとの国際比較や国内の先進事例調査を行い、それらを踏まえた我が国の地方財政の課題・在り方について検討を行いました。

本シンポジウムでは、各国の現地調査を行った調査研究委員5名が登壇し、その研究成果について、我が国の地方自治体における教育行政やその財政運営において参考にすべきこと等を報告します。その後、教育現場に詳しい有識者を交えて、パネルディスカッションを行います。

日時

**2024年
8月8日(木) 13:30-16:45****ホテルルポール麹町2階 [ロイヤルクリスタル] × Zoom
東京都千代田区平河町2-4-3**

プログラム

1 開会挨拶

佐藤 文俊(地方公共団体金融機構理事長)

2 基調講演

「社会構造変革下における教育政策をめぐる地方財政」

伊集 守直(横浜国立大学経済学部教授)

3 研究成果報告 ※ << >>内は調査担当国

倉地 真太郎(明治大学政治経済学部准教授) <<デンマーク>>

伊集 守直(横浜国立大学経済学部教授) <<スウェーデン>>

小西 杏奈(専修大学経済学部准教授) <<フランス>>

佐藤 一光(東京経済大学経済学部教授) <<ドイツ>>

関口 智(立教大学経済学部教授) <<アメリカ>>

4 パネルディスカッション

青木 栄一(東北大学大学院教育学研究科教授)

高橋 洋平(鎌倉市教育長)

関口 智(立教大学経済学部教授)

小西 杏奈(専修大学経済学部准教授)

【コーディネーター】伊集 守直(横浜国立大学経済学部教授)

5 閉会挨拶

高田 寛文(政策研究大学院大学副学長・教授)

● シンポジウムの申込みは、以下のURL又は右のQRコードから
<https://admin.prius-pro.jp/m/Cf2525123/form.php?f=7>

主催：地方公共団体金融機構 (Japan Finance Organization for Municipalities)

お問合せ先：地方公共団体金融機構 地方支援部 調査企画課

TEL：03-3539-2676 e-mail：jfm.seminar2024@creativefactory-co.jp

概要

対象：地方自治体職員
地方行財政・教育関係研究者
等

方式：ハイブリッド(対面×Zoom)

参加費：無料

言語：日本語

※プログラム終了後、適宜、名刺交換していただく時間を設けております。



随 想

川越町は、三重県の北部に位置し、東海道の宿場町、城下町として発展してきた「桑名市」、石油化学コンビナートや多様なモノづくり企業が集積する国内有数の産業都市「四日市市」などに隣接する町域が8・72km²の県内で2番目に小さいまちです。

コンパクトなまちながら、充実した道路交通網により、県内外へのアクセスが良く、平成2年以降、若い世代の人口流入もあり、人口増加が続いています。

また、町内を流れる2本の二級河

川のぼり、当時の総人口8、007

人のうち、7、322人が罹災しました。記録によりますと、台風により、河川堤防が延べ650m、海岸部は延べ2、500m決壊したとありますが、町内がほぼ全域海拔ゼロメートル地帯である当町にとって、堤防決壊がいかに危機的状況であったかは、想像に難くないと思います。

当時、5歳だった私は、翌朝、町内の94%に及ぶ家屋が被害を受けた壊滅的な状況を目の当たりにし、間もなく65年が経ちますが、その光景を

するものがあります。

昭和37年7月15日に「公有水面埋立免許申請」を行ってから、十余年を要したこの事業は、170万m²(約50万坪)の埋立地を完成させ、昭和48年5月29日に竣工認可を迎えました。

さらに驚くべきことは、町の財源を使わず、民間事業者が事業費の全額を立て替え、請け負っていることであり、官民連携の先駆けとも言える事業ではないでしょうか。

そのような町の歴史もあり、歴代



ずい〜と暮らしたい町
かわごえ

三重県川越町長

城田 政幸

今でも鮮明に覚えています。

川は伊勢湾へと注ぎ、朝明川河口部には貴重な自然干潟の「高松海岸」が残るなど、都市化が進む中でも豊かな自然環境にふれることができます。

当町は、昭和36年5月1日に町制を施行し、先人の方々が、日々努力を重ね、長い年月をかけて、歴史を創り、現在の川越町があります。町制施行の大きな要因となりましたのは、昭和34年に各地に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風の襲来です。死者・行方不明者は、174人

伊勢湾台風を教訓とし、復旧・復興を進める中で、二度とこのような被害を出さないように、海面埋立てを行い、防波堤の機能を兼ね備えた工業団地を造成する計画を持ち上げました。当時の町の面積の4分の1を増やすというこの計画は、総事業費50億円と記録されていますが、当時、当町の年間予算が2億円であったことから、基礎自治体が行う事業として、いかに壮大で、困難なプロジェクトだったかは想像を絶

の町長は、防災対策を最重要施策として掲げ、さまざまな取組を進めてきました。私自身も「子育て支援」をはじめ「学校教育」「健康づくり」「障害者・高齢者福祉」など各分野の重要施策を進める中でも、町民の皆さまの生命を守ることを最優先とし、まちの安全の要である「河川堤防・海岸堤防」の強化を実現し、避難所機能を有する水防倉庫の整備事業をはじめ、保育所に併設した津波避難施設、津波避難タワーの整備を進めてきました。多様な災害が頻発し、

激甚化する現在、災害時に求められる「自助・共助」の力を高める取組を並行して進めてきましたが、コロナ禍によって活動機会は減少し、災害に備える意識高揚や行動を促す取組の停滞があったことは否めません。

その影響は、防災に限らず、地域活動にも及んでおり、住民同士の交流機会は減少し、さらには、ライフスタイルの多様化もあり、当たり前であった「近所づきあい」は、過去の原風景となりつつあります。

当町は、県内で最も高齢化率の低い自治体ですが、着実に進展する高齢社会において、住み慣れた地域で、住み続けることができるまちであるためには、住民同士が見守り、助け合い・支え合える「自助・共助」の地域づくりが必要であります。令和6年5月に新たにオープンしましたボランティア活動拠点施設「ささえあい」に多くの方が集い、交流し、地域づくりの自主的、活発な活動が展開されることを期待しております。

町制を施行しました昭和36年5月1日に8、456人であった人口は、現在、15、650人となり、今後も増加傾向が続くと見込んでいます。当町の強みである「コンパクトさ」を活かし、町民から見える行政、町民が中心のまちづくりに取り組んでいます。

「笑顔がつながる みんなで支える まちづくり」を原点に、「安心して 笑顔で 住み続けられるまち」をめざしていきます。

サマージャンボ

7億円

1等前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

サマージャンボ ミニ

5千万円

1等前後賞合わせて5,000万円
1等3,000万円、
前後賞各1,000万円

当せんの
チャンス広がる!

この宝くじの
収益金は、
市町村の明るく
住みよい
まちづくり
に使われます。



PCやスマホで
ネット購入!



宝くじ公式サイト

<https://www.takarakuji-official.jp/>

7月8日(月) 同時発売

各1枚
300円

●発売期間 7月8日(月)~8月8日(木) ●抽せん日 8月23日(金)

2024年市町村振興宝くじ

一般財団法人 全国市町村振興協会